

出張報告書

平成 29年 5月 12日

市議会議長 様

会 派 名 日本共産党

代表者氏名 中井良介

下記のとおり報告します。

記

- 1 目 的 大阪自治体問題研究所議員研修会
- 2 出 張 先 エルおおさか本館701号室
- 3 出張期間 平成 29年 5月 9日
- 4 出張者氏名 今口千代子、中井良介、池田啓子、澤田和代
- 5 てん末報告 別紙添付

21017. 5. 9

エルおおさか本館710号室

参加者：今口千代子、中井良介、池田啓子、澤田和代

日程：10:00~12:00 自治体財政を考える 高山 新 大阪教育大学
13:00~15:00 保育・学童保育の現状と課題 中山 徹 奈良女子大学

報告1 『自治体財政を考える』

1、地方財政への視点

(1) 地方財政の役割

- ・地域問題を解決し、住民の安心・安全な生活を支える。(歴史・経済・住民の固有の問題、住民生活を暮らしやすいものにする。安心安全に寝起きできる、豊かに…)

(2) 地方財政の3つの視点

① 地方自治の状況はどうなっているのか。

i) 国の制度の欠陥が問題、影響が多さい。

ii) 主体としての自治体がどうか変わったか。何を選択するか。国と自治体はリンクしている。税の取り合い、分けあい。

過去の財政運営の検証

2、財政状況を把握する

財政を理解する⇒まちを知ることになる。よい市町村をつくる。

(1) 代表的な財政指標を見る

① **財政力指標** $\text{基準財政収入額} \div \text{基準財政需要額} \times \text{過去3年間の平均}$ 。

1以上であれば不交付団体

(財政赤字の原因、数字はそれぞれの地域がこれまでの歴史の中で出てくる数値)

* 基準財政収入額→市町村普通税の75%(基準税率)+地方譲与税100%

* 基準財政需要額→測定単位数値(人口等)×最終補正係数×単位費用

(参考) 財政指数 1位 愛知県飛島村 20 臨海部に工業地帯を有するが、人口は少ない。固定資産税が高く人口が少ない6000人。

大阪府では田尻町が1.37で一位(全国12位)。

② **実質収支比率** $\text{実質収支額} \div \text{標準財政規模}$ で、市町村の黒字・赤字を示す。

+3%~5%の範囲にあることが望ましい。

* 実質収支額→形式収支-翌年度へ繰越すべき財源

* 標準財政規模→一般財源(標準税収入額+普通地方交付税)の標準規模

③ **経常収支比率** 「財政の弾力性」を表す指標。経常的経費に使われた一般財源の額が、一般財源、減税補てん債や臨時財政対策債の合計額に占める割合

(参考) 府内 2015年決算では、松原、泉佐野市が100%を超える90%未満は、箕面市、茨木市、枚方市。田尻町68.3%

④ **公債費負担比率** 一般財源の公債費への支出の割合。高いほど借金の返済に追われた状況。『財政の硬直化』が進んでいると考えられる。借金が増えてくるなどしてきたときに使う。

借金という表現をするが、自治体は、借金を前提に財政を組まれる制度になっている。

(2) 財政健全化指標

①2008年「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」

- ・財政の監視対象を地方公営企業や外郭団体にまで拡大
- ・フローだけでなく、ストック状況の把握

夕張問題…一時的に借金を別の会計に移して赤字を隠していた。… 見せしめに。
市民病院つぶし…医療の不採算部門を公立で担っている、赤字で当たり前。

②早期健全化団体… 自主的な改善努力による財政健全化

財政再生団体…自治体の自由裁量の余地はほぼなくなる。

③4つの指標

- i 実質赤字比率(普通会計のみ) 財政再生基準 20%
早期健全化基準 11.25%~15%
- ii 連結実質赤字比率(普通会計と公営事業会計)
早期健全化基準 16.25%~20%
財政再生基準 30%
- iii 実質公債比率(普通会計、公営事業会計と一部事務組合・広域連合)
早期健全化基準 25%
財政再生基準 35%

(参考) 大阪府8年黒字 黒字なのに、なぜ借金増えるのか。

3、経費の動向

(1) 性質別分類

①経常的経費：人件費、扶助費、公債費、物件費、維持補修費など

- ・義務的経費：人件費、扶助費、公債費

(財政指標を守るために削りやすい。結果がすぐ出る)

②人件費

③扶助費

④公債費

⑤物件費

⑥維持補修費 箱モノは建設費だけでなくその後の維持管理費もかかることを忘れてはいけない

⑦補助費

⑧繰り出し金

⑨積立金

⑩投資・出資・貸付金

⑪前年度繰上充用金

(2) 投資的経費

①普通建設事業 ②災害復旧事業 ③失業対策事業

平成3年ごろ、バブル崩壊のために、公共事業を増やした。その後は道路やコモの抑制。

アベノミクスの2本目の矢で国土強靱化施策、人手不足による入札不調が起きる。

自治体は国に、『監視』されているが、国はどこも監視がない。どんどん拡大していく。

(3) 目的別歳出

- ①議会費 ②総務費 以下略

4・5、歳入の動向

(1) 市町村の歳入の中心は地方税

(参考) 譲与税(地方道路譲歩税・石油ガス譲与金など)、交付金(利子割交付金・配当割交付金等)

(2) 地方交付税交付金とは、

自治体間で協力して分け合う。国からもらうのではない。対象自治体で分配している。府内では田尻町のみ不交付自治体。

交付団体が多くなるのは、国制度の欠陥。交付団体が多くなれば分け前が少なくなる。国税5税(所得税・酒税の32%、法人税の34%、消費税29.5%たばこ税25%)の一定割合→この割合を変えないと地方交付税をまかなえない。交付税の財源不足…地方で借金しておく…臨時財政対策債(地方交付税の代替)。

(3) 国庫支出金

(4) 地方債

6、三位一体の改革

『官から民』、『国から地方へ』 = 「地方リストラ」 事業は地方へ行くが金は行かない。

この改革の影響…地方財政は経費削減。今の財政運営を苦しめている。

今の安倍内閣もこの路線を引いている。

7、課税自主権をめぐる

- ・地方税法の枠組みの中で、自治体は独自に課税を行うことが認められている。この権限によって独自の課税を行う(課税自主権)ことの活用。
- ・法定外税や超過課税、不均一課税、条例に基づく減免など、一定の課税自主権が与えられている。

(1) 財源の確保

課税自主権の尊重

① 超過課税

自治体が標準課税率を超えて課税すること。一部の税には制限税率がない。

(参考) 大阪市→市民税(法人割) 9.7%→11.9% ただし中小法人には標準税率)

② 法定外税

地方税法に定められた税目以外の税源を対象に地方団体が創設する税。

法定外普通税と法定外目的税

8、自治体アウトソーシングの新たな展開

・手法

①第3セクター ②業務委託 ③指定管理者制度 ④独立行政法人化 ⑤PFI

⑥民営化(公的規制から完全に離れる)

(参考) ドイツの再公営化 90年代に進められた民営化。

安くなかった、安くしたらサービス低下した。

9、これからの自治体財政

(1) 公共事業中心の経済政策と市場原理主義による経済的効率性の追求

小さな政府論・格差社会へ

(2) これからの財政運営と地域経済

- ・経済社会の抱える問題解決が新たな需要・雇用を生み出す。→内需創造型
- アベノミクスの消費が伸びない。

(3) これからの課題

- ・住民自治を基盤とした自治体の政策形成能力の向上
- 財源がない何でもかんでもできない。
- ・財政的基盤の整備

「住民が主人公」正確な財政状況をどう正しく伝えるか。